

3 雇用保険

- ◆ 雇用保険の被保険者となるパートタイム労働者は、次の要件を満たす労働者です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

- ◆ パートタイム労働者については、週所定労働時間、年齢等により次のような被保険者区分となります。

年齢 週所定労働時間	65歳未満	65歳以上(注1)
30時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者
30時間未満	短時間労働被保険者	短時間労働被保険者である 高年齢継続被保険者(注2)

(注1) 65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降新たに雇用された方は、被保険者となりません。

(注2) 以下「高年齢短時間被保険者」といいます。

- ◆ 雇用保険の失業給付の支給を受けるためには、離職の日以前の一定の期間に、被保険者区分に応じ、次の「被保険者期間」が必要です。

(1) 「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」に該当する方の場合…

離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数14日以上の月が6か月以上あること。

(2) 「短時間労働被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」に該当する方の場合…

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が12か月以上あること。

- ◆ 一定の要件を満たせば雇用継続給付の支給を受けることができます。

(1) 被保険者が、60歳から65歳になるまでの間について、一定の要件を満たせば、「高年齢雇用継続基本給付金」、「高年齢再就職給付金」の支給の対象となります。

(2) 被保険者が、育児休業を取得する場合、一定の要件を満たせば、「育児休業基本給付金」、「育児休業者職場復帰給付金」の支給の対象となります。

4 労働者災害補償保険

労災保険は、パートタイム労働者についても適用になります。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があり、また、通勤災害についても同様の給付があります。

また、平成13年4月から「過労死」等の予防に資するための「二次健康診断等給付」が設けられました。

5 社会保険

パートタイム労働者に関する社会保険の適用については、原則として次のようになります。

資格要件	所定労働時間 年収	1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者（注1）	1日又は1週間の所定労働時間若しくは1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者	
			原則として年収が130万円（180万円（注2））未満	原則として年収が130万円（180万円（注2））以上
適用年金	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	健康保険等被用者保険の被扶養者	国民健康保険の被保険者
		厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者（国民年金の第2号被保険者）	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者でない者（国民年金の第1号被保険者）

(注1) 上記の所定労働時間については、保険者が労働状況等を総合的に勘案して、常用的使用関係にある被保険者に該当するかどうかを判断します。

(注2) 認定対象者が60歳以上の者である場合（医療保険のみ）、又は、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

6 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度では、通常、掛金月額5,000円～30,000円のところ、パートタイム労働者については、2,000円、3,000円及び4,000円の特例が設けられており、パートタイム労働者が加入しやすくなっています。

(注) 掛金月額の最低額の特例が認められるのは、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ、30時間未満である方です。

7 税 制

パートタイム労働者は、給与所得者としてA欄のとおり、その年収に応じて課税されます。パートタイム労働者の配偶者は、課税に当たって、B欄のとおり、配偶者控除及び配偶者特別控除（年間の合計所得金額が1,000万円（給与等収入で約1,230万円）以下の場合）が認められます。

なお、配偶者特別控除によって、税制上の「手取りの逆転現象」（パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取りが減少する現象）は解消されています。

「パートタイム労働者の年収額」と「パート本人に対する課税」及び「配偶者に認められる控除」

平成12年4月1日現在

パートタイム労働者の年収額 注：課税の対象となる年収の期間 所得税：当該年、住民税：前年	A－本人について		B－パート本人の配偶者について	
	課税対象となるかどうか		所得税及び住民税の課税に当たって控除が認められるかどうか	
	所得税	住民税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×	○	○
100万円を超える103万円未満	×	○	○	○
103万円	×	○	○	×
103万円を超える141万円未満	○	○	×	○
141万円以上	○	○	×	×

〈A：パートタイム労働者本人に対する課税について〉

- (1) 住民税については年収100万円(給与所得控除65万円+所得割非課税範囲35万円)までは課税されません。住民税として納めるものには、所得割と均等割がありますが、均等割については、均等割を納める夫と生計を一つにし、夫と同一市町村内に住居を有する妻の場合には、年収が100万円を超えても課税されません。
- (2) 所得税については年収103万円(給与所得控除65万円+基礎控除38万円)までは課税されません。

〈B：パートタイム労働者の配偶者に対する課税について〉

- (1) パートタイム労働者の年収に応じて、配偶者の年収から控除される額は以下のとおりです。
所得税の場合：配偶者控除(38万円)及び配偶者特別控除(最高38万円)
住民税の場合：配偶者控除(33万円)及び配偶者特別控除(最高33万円)
- (2) パートタイム労働者の年収が103万円を超えると配偶者控除、また141万円以上になると配偶者特別控除は受けられません。

(参考)「パートタイム労働者の年収」と「配偶者の所得控除額(所得税)」の関係



パートタイム労働者の年収	配偶者控除(A)	配偶者特別控除(B)	合計控除額(A+B)
70万円未満	38万円	38万円	76万円
70万円以上 103万円未満	38万円	33万円	71万円
103万円以上 115万円未満	38万円	28万円	66万円
115万円以上 120万円未満	38万円	23万円	61万円
120万円以上 125万円未満	38万円	18万円	56万円
125万円以上 130万円未満	38万円	13万円	51万円
130万円以上 135万円未満	38万円	8万円	46万円
135万円以上 140万円未満	38万円	3万円	41万円
140万円以上 141万円未満	38万円	0	38万円
141万円以上 103万円未満	0	38万円	38万円
103万円以上 115万円未満	0	33万円	33万円
115万円以上 120万円未満	0	28万円	28万円
120万円以上 125万円未満	0	23万円	23万円
125万円以上 130万円未満	0	18万円	18万円
130万円以上 135万円未満	0	13万円	13万円
135万円以上 140万円未満	0	8万円	8万円
140万円以上 141万円未満	0	3万円	3万円
141万円以上	0	0	0